

## 第 10 回白馬村景観計画策定委員会 議事録

### 1. 開催日時等

令和 4 年 3 月 24 日（木） 13:30～14:40 白馬村役場 201.202 会議室

### 2. 出席者

|    | 氏名               | 役職   | 所属団体等                  | 委嘱事由                  | 出欠 |
|----|------------------|------|------------------------|-----------------------|----|
| 1  | 横川 恒夫            | 委員   | 白馬村議会                  | 白馬村景観計画策定委員会設置要綱第 3 条 | 出  |
| 2  | 丸山勇太郎            | 委員   | 白馬村議会                  | 白馬村景観計画策定委員会設置要綱第 3 条 | 出  |
| 3  | 伊藤 房光            | 副委員長 | 白馬村文化財審議委員会            | 白馬村景観計画策定委員会設置要綱第 3 条 | 出  |
| 4  | 柏原 敏明            | 委員   | まちづくり白馬友の会             | 白馬村景観計画策定委員会設置要綱第 3 条 | 出  |
| 5  | 武田 克明            | 委員長  | 白馬村農業委員会               | 白馬村景観計画策定委員会設置要綱第 3 条 | 出  |
| 6  | 池田 昌彦            | 委員   | (社)長野県建築士会大北支部         | 白馬村景観計画策定委員会設置要綱第 3 条 | 出  |
| 7  | 横田 一彦            | 委員   | 白馬村建築業組合               | 白馬村景観計画策定委員会設置要綱第 3 条 | 出  |
| 8  | 宮尾 英明            | 委員   | 白馬村建設業組合               | 白馬村景観計画策定委員会設置要綱第 3 条 | 出  |
| 9  | 橋本 旅人            | 委員   | 白馬村不動産業協議会             | 白馬村景観計画策定委員会設置要綱第 3 条 | 出  |
| 10 | 倉田 保緒            | 委員   | 白馬村索道事業者協議会            | 白馬村景観計画策定委員会設置要綱第 3 条 | 出  |
| 11 | 尾上 宏             | 委員   | 白馬五竜観光協会               | 白馬村景観計画策定委員会設置要綱第 3 条 | 欠  |
| 12 | 丸山 徹也            | 委員   | 八方尾根観光協会               | 白馬村景観計画策定委員会設置要綱第 3 条 | 出  |
| 13 | 切久保公正            | 委員   | 岩岳観光協会                 | 白馬村景観計画策定委員会設置要綱第 3 条 | 欠  |
| 14 | 須賀 丈             | 委員   | 長野県環境保全研究所             | 白馬村景観計画策定委員会設置要綱第 3 条 | 出  |
| 15 | 宮崎 哲也<br>(代理：三好) | 委員   | 大町建設事務所 整備・建築課         | 白馬村景観計画策定委員会設置要綱第 3 条 | 代理 |
| 16 | 柳澤 英俊            | 委員   | 北アルプス地域振興局<br>総務管理・環境課 | 白馬村景観計画策定委員会設置要綱第 3 条 | 出  |

#### <事務局>

|       |         |           |
|-------|---------|-----------|
| 矢口 俊樹 | 白馬村 建設課 | 課長        |
| 横山 勝典 | 白馬村 建設課 | 課長補佐兼建設係長 |
| 降旗 大輔 | 白馬村 建設課 | 土地利用・建築係長 |
| 堀米 拓実 | 白馬村 建設課 | 主査        |

### 3. 次第

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 協議事項
  - (1) 景観計画素案について
    - ①前回会議（書面）における委員意見について（全体共有）
    - ②景観づくりの基本方針について
    - ③その他、景観を構成する重要な要素に関する保全等の方針について
  - (2) 今後のスケジュールについて
    - ①進行管理の概要
    - ②白馬村景観計画素案のパブリックコメントについて
4. その他
5. 閉会

### 4. 配付資料

#### 次第

- 資料1 白馬村景観計画（素案）への意見まとめ
- 資料2 白馬村景観計画（素案）A4版
- 資料3 工程表（案）
- 資料4 白馬村景観計画（素案）への意見まとめ（続き）（当日配付）

### 5. 協議事項

1. 開会 矢口課長
2. 委員長あいさつ
3. 協議事項

#### (1) 景観計画素案について

- ①前回会議（書面）における委員意見について（全体共有）

事務局 資料1 白馬村景観計画（素案）への意見まとめ並びに資料4 白馬村景観計画（素案）への意見まとめ（続き）について頁ごと説明。後に主立った検討として次第②③について検討願いたい。

武田委員長 資料1 白馬村景観計画（素案）への意見まとめについて質問・意見はあるか。  
柏原委員 本文1ページの序章 背景と目的の構成について、文章が長くなると脈略が難しくなる。背景はどうだ、現状はどうだとか一行空けて小見出しを付ける、ゴシックで強調するなど見やすく工夫していただきたい。そういうことを提案したい。

事務局 小見出しなど入れて、読みやすく調整させていただく。

#### ②景観づくりの基本方針について

事務局 資料1 白馬村景観計画（素案）への意見まとめの2頁並びに資料4 白馬村景観計画（素案）への意見まとめ（続き）の「基本理念」の表現について、検討願いたい。

武田委員長 計画素案13ページにある事務局からの提案「みんなで守り・みんなで育み・みんなで活かす白馬の景観づくり」について意見を出していただきたい。

柳澤委員 意見書にて提案した「白馬の景観をわかりやすく示す」ということについて、

説明させていただく。基本理念なのか個別の所で示すのかは分からないが、白馬村に新たに建物を作る方は冒頭に書かれている白馬村の特性を分かっている方がそれを想定して建てるのではないかと考えていた。しかし、実際には地元の考えと業者との考えが合わないことをこの会議で聞いたので、これからできた基準に沿った建物を作っていく中で業者と目指す方向性が共有できていると、協議をするときも話が分かりやすくなるのではないかと。その部分をもう少しうまく記載できればいいのではないかと。

- 丸山(勇)委員 キャッチフレーズ、キャッチコピーとも言うが、これはかなり大事なものである。これでほとんどを語れるものでなければならぬと思う。事務局提案の基本理念は悪くない。ただし「みんな」の表現を3回繰り返すのは、幼稚さがある。「みんな」を使うなら1回、「皆」でも良いのではないかと。加えて「かけがえのない」を入れていただきたい。以上のことから「皆で守り・育み・活かす かけがえのない白馬の景観づくり」を提案させていただいた。
- 三好委員 「皆」で良いのではないかと。また、「景観づくり」とするとシステム、ソフトの方にシフトしてしまうので下枠の文章と合わない。村の考えを統一した方が良いのではないかと。
- 池田委員 丸山(勇)委員のご意見に賛同する。外部の方も、まずは基本理念を目にするので、強いフレーズをどこかに入れていただきたい。
- 橋本委員 丸山(勇)委員のご意見に賛同する。「みんな」が続くと違和感がある。ぱっと見て視覚的に良い印象が残るキャッチコピーが良いと思う。
- 丸山(徹)委員 丸山(勇)委員の提案が良い。
- 武田委員長 皆様のご意見をまとめると、「みんな」は1回だけ使う。白馬の景観にとって「かけがえのない」を一言入れることによって、白馬の住民の気持ちが伝わるのではないかと。
- 柏原委員 丸山(勇)委員の提案した「かけがえのない」を入れることに賛成である。「守り・育み・活かす」に未来に対して残しておく、文化を残す、景観を残す使命があることを示してほしい。例えば「未来に残そう白馬の景観づくり」など、残す気持ちを伝えたい。
- 事務局 皆様のご意見をまとめると、「みんなで守り・育み・活かす かけがえのない白馬の景観」で止める。柏原委員の「将来にわたって残す」については、尾上委員と柳澤委員から「子孫に伝える大切な財産・・・」という文言の提案をいただき、「背景と目的」や「基本理念」の冒頭に示している。「背景と目的」は小見出しを付けて強調して分かりやすい構成としたい。
- 武田委員長 最終的に事務局でまとめていただきたい。

③その他、景観を構成する重要な要素に関する保全等の方針について

- 事務局 資料1 白馬村景観計画(素案)への意見まとめの3頁の「沿道景観」「里山景観」「太陽光発電施設」の事項について説明。
- 武田委員長 29から32について意見いただきたい。
- 丸山(勇)委員 私の提案について事務局案の修正は受け入れる。ただし、ソーラーパネルについては、「規模の大小に問わず極力避けるべきであり、計画段階から特に配慮が必要です。」としていただきたい。ゼロカーボン推進のためには再生可能エネルギーとしてソーラーパネルの設置は社会的にも推進している。一方では景観的には決して好ましくない矛盾を抱えている。景観的には好ましくないことは事実なので景観計画にはきちんと書くべきである。大規模な森林の皆伐などは全

- 国的にも問題になっているので、「森林の皆伐や無計画な農地転用による設置は……」は入れていただきたい。
- 三好委員 丸山(勇)委員の「極力避ける」「計画段階からの配慮」の表現は必要だと個人的に思う。また、文末の「直接目に触れないよう」の表現については大事だと思うが、どこからという観点も必要ではないか。周辺の人が見て目に触れなきやいいように取れる。眺望点など上からの視点も大事なのではないか。その辺のニュアンスも入れたほうが広く捉えられるのではないかと思う。
- 武田委員長 堀の内の開発の際に、平地からは見えないが五竜からしっかり見えることが問題になった。事務局で検討願いたい。
- 事務局 ソーラーパネルについては、表現の強弱の段階として「認めません」「極力避ける」「配慮する」となる。強弱についてご意見いただきたい。
- 橋本委員 三好委員からの意見にあった眺望点から見えないことが大事なポイントだと思う。文章見ると「周囲を樹木で囲む」とあるが日影になるので実質できなくなるのではないか。更に木の高さを5mにするなど表現入れれば白馬村で太陽光施設を設置しても無理だと思わずことができれば良いのではないか。
- 柳澤委員 村ではゼロカーボンビジョンを作成している。私もその委員会に参加しているが、野立ての太陽光施設無しにゼロカーボンを達成することは難しいとの委員会の結論である。理解はするが、現実的に出来ない記載をすることは一つの可能性を閉じてしまうことになる。役場の方で整合を取っていただきたい。
- 武田委員長 ソーラーについては、届出制度がある。農業委員会でも農地転用の際には気を使っている。大町や池田などの国道県道沿いに増えている気がする。白馬村については三日市場の山奥にある。どれくらいの発電量があるかわからないが、かなり厳しいのではないかと感じている。三日市場は田であったので農業委員会で転用許可を出したが、最終的に農地を半分買って半分賃貸という建設となった。設置会社でも白馬は厳しいという話になることが多い様である。この件はもう少し踏み込んで他の委員会でもやっていかなければと思っている。表現については難しいと思うので、県とも相談して決めていただきたい。
- 事務局 柳澤委員からの役場の中での矛盾が無いようにしていきたい。表現については皆さんの意見をお聞きして、やや強めの表現にした方が景観上好ましいかと考えている。「極力さける」をベースに修正する方向で事務局に一任させていただきたい。
- 横川委員 堀の内のソーラーは今ほとんど見えない状況だが、森林整備作業が入るとおそらく見えてくる。村として森林整備と並行して広葉樹を植えるなどしていかないと、こうしたら出来るんだという見本になってしまわないような見え方にするよう農政と協議していただきたい。

## (2) 今後のスケジュールについて

### ①進行管理の概要

### ②白馬村景観計画素案のパブリックコメントについて

- 事務局 県との協議等、今後のスケジュールの説明
- 柏原委員 計画書の内容に戻ってしまい申し訳ない。私は3階以下の住宅だったら影響が少ないと思っている。しかし、あっと驚くものが出来てくるのが現状にある。環境審議会に諮るものは5,000㎡の規模のものになってしまう。一步手前の500㎡とか4階以上規模の開発に対して事前チェックできる体制が必要なのではないか。景観審議会ではどれくらいの規模から審議するのか。また、大規模につ

いては村と綿密な協議が必要であるなど示さないと、確認申請と同時に提出してきて、さあ認めろとなってしまう。大規模行為は事前協議することにできないか。

武田委員長  
事務局 大規模の取扱いについて事務局の考えを説明願いたい。  
景観審議会は、村長からの諮問に応じて計画の見直しや変更、基準に沿っていない行為についてどのように対処するかについて審議する組織と考えている。大規模への対応は、環境審議会ですべて担っていくべきかと考えて条例の素案を作成している。昨年環境審議会において、大規模基準の変更について案を提示させていただいた。景観が4月以降落ち着いたところで環境審議会の方で検討をお願いしたい。

武田委員長  
委員 スケジュールについて意見あるか。  
なし。

#### 4. その他

事務局 今後の事務的手続き等の工程について説明。

武田委員長 全体を通して意見あるか。

丸山(勇)委員 54 ページに自然保護協定の記述があるが、これは別荘地開発時のデベロッパーとの協定である。この協定は終わりを決めていない協定である。ほとんどの別荘地が完売されていて個人の財産になっている状況にあるが、いつまで有効と見て良いものなのか。始末について考えた方が良いのではないか。景観計画への表現は良いが、今後の開発ルール、建ぺい率や容積率などを決めるに整理していただきたい。県の見解をお聞きしたい。

柳澤委員 以前同様の意見をいただき本庁へ確認をした経緯がある。基本的にデベロッパーの参加のもと、その土地がある限りは協定廃止の考え方は無い。開発者が替わってしまったときにその協定を引き継ぐかについては必ずしも決まっていないうのだが、基本的に完売したから終了ではなく協定の業者がいる限り継続をする。制度が古い仕組みであり、もしご意見あれば本庁へ伝えていきたい。

事務局 自然保護条例の制定は古く、都市計画法が昭和43年、県の景観行政団体移行は平成一桁の順となる。県の景観条例の制定の際には自然保護条例のルールを取り入れているとの歴史的経過があることを県よりうかがっている。県の中にある白馬村が県の景観行政団体から抜けるとなると、県にある自然保護協定は引き継いでいって欲しいと都市・まちづくり課より指導があったことから、自然保護協定の記載をしている。デベロッパーが完全に倒産していれば終わりにできると聞いているが、どこかの企業に吸収されているなどされると把握することが難しい。この件については、時間がかかるが検討していかなければならないと思っている。

#### 5. 閉会 矢口課長

以上